

東北地方太平洋沖地震により被災されたお客さまに対する 接続送電サービス料金等の特別措置について

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

同地震の影響により、平成23年3月11日以降、青森県の一部の地域、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の一部、栃木県の一部および千葉県の一部の地域に災害救助法が適用されました。

このため、当社は、災害救助法が適用された地域および隣接する地域(裏面のとおり)において被災されたお客さま、または、東北電力株式会社供給区域内もしくは東京電力株式会社供給区域内において電気の使用の制限等の影響を受けているお客さまを需要者とする供給地点について、同地震に起因して、接続供給契約を新たに締結し、廃止し、または変更しようとする場合で、契約者から申し出があった場合には、特別措置を講ずることとし、本日、託送供給約款の特別措置について経済産業大臣に申請、同日、承認されましたので、お知らせいたします。

なお、特別措置の内容は、次のとおりです。

・ 特別措置の内容

1年未満での契約廃止等の場合における接続送電サービス料金等の精算¹免除

被災されたお客さま、または、東北電力株式会社供給区域内もしくは東京電力株式会社供給区域内において電気の使用が制限等の影響を受けているお客さまを需要者とする供給地点ごとに、接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を消滅または減少される場合は、その供給地点における接続送電サービス料金、予備送電サービス料金および工事費負担金²の精算を免除いたします。

- (注) 1 接続送電サービス料金・工事費の精算とは、託送供給約款48に基づく精算をいいます。
2 工事費負担金とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

・ 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、現在ご契約されている特定規模電気事業者を通じて、当社ネットワークサービスセンターまでお申込みください。

(裏面)

災害救助法適用地域及び隣接地域(平成23年3月31日現在)

下線部が災害救助法適用地域。それ以外は同隣接地域。

【東北電力管内】

青森県：八戸市、上北郡おいらせ町、三沢市、上北郡六戸町、三戸郡三戸町、三戸郡五戸町、三戸郡田子町、
三戸郡南部町、三戸郡階上町

岩手県：全域

宮城県：全域

秋田県：大仙市、仙北市、横手市、湯沢市、鹿角市、仙北郡美郷町、雄勝郡東成瀬村

山形県：山形市、上山市、東根市、尾花沢市、米沢市、最上郡最上町、東置賜郡高畠町、西置賜郡飯豊町、
西置賜郡小国町

福島県：全域

新潟県：三条市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

【東京電力管内】

茨城県：日立市、ひたちなか市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、
鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、
かすみがうら市、つくばみらい市、筑西市、常総市、桜川市、下妻市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、
東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、
那珂郡東海村、守谷市、古河市、坂東市、結城市、結城郡八千代町

栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、
芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、栃木市、
鹿沼市、日光市、下野市、河内郡上三川町、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町、塩谷郡塩谷町

千葉県：旭市、香取市、山武市、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、山武郡九十九里町、市川市、
船橋市、柏市、野田市、成田市、印西市、富里市、銚子市、匝瑳市、八千代市、八街市、東金市、
千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、
香取郡東庄町、山武郡大網白里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町

東京都：江戸川区